

75歳以上のみなさまへ

後期高齢者医療制度の 対象になる方

- ▶ **75歳以上の方**
75歳の誕生日当日から
- ▶ **一定の障害のある65歳以上75歳未満の方**
(※申請して広域連合から認定を受けることが必要です)

- 対象の方は、今まで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移ることになります。
- 75歳のお誕生日の前月15日頃に、後期高齢者医療制度への加入通知・資格確認書を送付します。

お問い合わせ先：国民健康保険課 高齢者医療班
☎850-0160



後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和8年7月31日
交付年月日	令和7年8月1日
国民健康保険番号	12345678
住所	うるま市石川1丁目1番1号 うるま市石川出張所(旧石川市役所)3階後期高齢者医療広域連合
氏名	後期高齢 保険神太郎 性別 男
生年月日	昭和23年1月1日
後期高齢者医療開始年月日	令和5年1月1日
障害等級	1級
障害開始日	令和5年1月1日
認定区分	既区
認定開始日	令和6年10月1日
加入申請日	区分A 令和6年10月1日
保険者番号	31914712139
交付者	沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

資格確認書(見本)

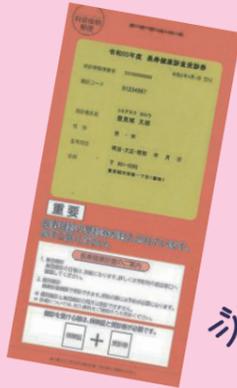
長寿健診を受けましょう!!

《健康相談実施しています!! 健診と健康相談等で身体の状態をチェック》

受診券は3月・5月に郵送します。

年度途中から後期高齢者医療制度に加入される方で、健診をご希望される方は、高齢者医療班までご連絡をお願いします。

無料
です



国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納したとき

保険税(料)を滞納すると
地方税法に基づく滞納処分が行われます。

滞納処分とは

財産等を差し押さえることです。豊見城市では以下の滞納処分を行っています。

- 預貯金 ●給与 ●不動産
- その他(自動車、国税還付金等)

早めにご相談下さい!!

災害などの特別な事情、又は個人的な事情等により、保険税(料)の納付が困難な方は、お早めにご相談下さい。本市では随時納付相談を行っています。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付は口座振替を!!

口座振替を利用する場合、申し込みをしたい金融機関窓口または、国民健康保険課窓口での手続きが必要となります。

【金融機関窓口手続き】

- ①預金通帳
- ②預金通帳届出の印鑑
- ③保険税(料)の納付書

指定の金融機関

- JAおきなわ
- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- ゆうちょ銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄労働金庫

【国民健康保険課窓口手続き】

- ①来庁されたご本人のキャッシュカード
- ②身分証明書(免許証等)



お問い合わせ先：国民健康保険課 高齢者医療班 徴収班
☎850-0160
☎850-0142

とみぐすく

国保だより

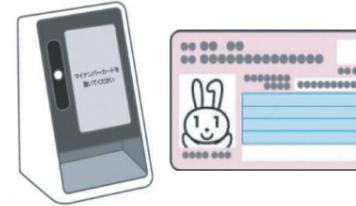
国保からの大事なお知らせです!!

国保加入状況

令和7年9月末現在
国保世帯数…7,832世帯
被保険者数…12,537人

令和7年12月発行
豊見城市 国民健康保険課、健康推進課

医療機関等受診の際は、マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。



◎マイナ保険証をお持ちの方…

マイナ保険証をご利用できます。豊見城市から交付される「資格情報のお知らせ」(A4サイズ紙)で、ご自身の加入資格等を把握することができます。

◎マイナ保険証をお持ちでない方…

豊見城市から交付される「資格確認書」(※見本)を提示することでこれまで通り受診できます。

国民健康保険 資格確認書	
有効期限	令和XX年XX月XX日
交付年月日	令和XX年XX月XX日
記号	〇国 番号 01020304 (枚数)02
氏名	国保 花子
生年月日	昭和26年5月10日 性別 女
通期開始年月日	平成30年4月1日 負担割合 2割
交付年月日	令和7年8月1日
世帯主氏名	国保 太郎
住所	沖縄県A市B町1丁目2番345号 △〇マンション 201号室
保険者番号	99999999 公印
交付者	A市

※見本

国民健康保険の届出は14日以内です!

国保に加入するとき

- ①他の市町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)
- ②職場の健康保険を辞めたとき
- ③子どもが生まれたとき
- ④生活保護を受けなくなったとき

加入の届出が遅れると、届出前に受診した医療費は特別な理由がない限り全額自己負担になります。

国保をやめるとき

- ①他の市町村に転出するとき
- ②職場の健康保険などに加入したとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受けはじめたとき

国保資格がなくなったあとに医療給付を受けた場合、国保が負担した給付費は返還しなければいけません。返還額が高額になる場合がありますのでご注意ください。

交通事故などで国保を使う場合は届出を

第三者の行為(交通事故や傷害、食中毒など)によって生じたケガや病気の治療についても、国民健康保険を適用して治療を受けることができます。その場合は窓口へ届出が必要です。国民健康保険が一時的に医療費を立て替えたあと、相手(加害者)側へ請求します。



医療費の一部負担金の減免等について

世帯主または世帯員が災害や事業の休業等、特別な事情により収入が著しく減少し生活困難となっている場合、医療費の減額・免除等を受けられる場合があります。申請の際は、生活状況申告書や申請理由を証明する資料等の提出が必要です。

お問い合わせ先：国民健康保険課 給付班 ☎850-0160

令和7年度特定健診・がん検診 受け方かんたん3ステップ

- Step 1 日程予約(集団か個別) **令和7年度から受診券が単独になりました。**
- Step 2 受診
- Step 3 健診結果説明会を活用

健診の詳細はこちら
R7市健康カレンダー



これまで受診券と保険証が一体型でしたが、令和7年度から受診券が単独になりました。



セルフメディケーションで健康づくりと医療費節約

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。日ごろから健康に関心を持ち、軽い体調不良にはOTC医薬品(薬局等で処方せんが無くても買える医薬品)を上手に利用しながら病気の予防や健康管理を行うことで、医療費節約に繋がります。

●お薬手帳を1冊にまとめ、かかりつけ医・薬局をもちましょう。

お薬の飲みすぎ、もらいすぎを防ぎ、副作用や飲み残しの相談・確認ができます。



失業された方の軽減について

解雇や倒産、雇い止めなど非自発的失業者となった65歳未満の人の国民健康保険税について、軽減措置が受けられる場合があります。

軽減措置 失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を**30/100**として算定します。

対象者 雇用保険を受給している65歳未満の方のうち、次の離職理由コードに該当する方(11・12・21・22・23・31・32・33・34)

※特例受給資格者、高齢受給資格者の方は対象外です。
※対象者を雇用保険受給資格者証(通知)にて確認します。
詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。

産前産後の国保税が軽減されます!

令和5年11月1日以降に出産(もしくは予定)の国保被保険者の国保税(所得割、均等割)のうち、産前産後期間(出産予定月の前月から出産予定月の翌々月)分が減額されます。詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。

収入がなくても申告を!!

国民健康保険では、低所得者に対する保険税の軽減措置があります。所得がない方であっても、**未申告だと軽減措置が適用されなかったり、医療費の負担が、最高限度額となる場合もあります。未申告の場合は所得の申告を行ってください。**

【40~74歳 国保の方必見!】特定健診受診(無料)で1000円分特典プレゼント

令和7年度 **特定健診受診で1,000円分特典必ずもらえる**

アプリ不要!

幅広い店舗で利用可能 ※本キャンペーンの詳細は市HPでご確認ください

スマホで使える クオ・カード Pay

スマホをお持ちでない方は クオ・カード



※職場等で健診を受けられた国保加入者の方は、特典の対象となる場合がございます。詳細については、お気軽に健康推進課までお問い合わせください。

1 健診を受ける 受付方・予約

2 特典をもらう 申請フォーム

問い合わせ: 豊見城市健康推進課 特定健診班 TEL850-0215

特典対象者

次の3つを全てを満たす方が対象です(特典は1人1回限り)。
□ 令和7年度の特定健診を受けた
※国保加入者の方で、職場などで健診を受診された場合でも、国保特定健診の検査項目と同等の項目を受診していれば、特典の対象となる場合があります。詳細については、担当課までお問い合わせください。
□ 健診受診日時時点で、豊見城市国民健康保険に加入
□ 健診受診日時時点で、40歳~74歳(令和7年度中に40歳になる方を含む)

特典の申請・受取の流れ

特定健診の受診

Web または 窓口いずれかの方法で申請

Webで申請

1. 【申請】 スマホで申請する
 - ・健診結果
 - ・特定健診受診券
 - ・受取り用メールアドレスをご準備ください。
2. 【受取】 申請から1~3か月後、メールにクオ・カードペイが届く

スマホをお持ちでない方 窓口申請

1. 【申請】 健康推進課窓口で申請する
 - 手続きに必要なもの
 - ① 特定健診結果、特定健診受診券
 - ② 申請に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
 - ③ 手続きに来る方が本人や同居家族でない場合: 委任状
2. 【受取】 その場でクオ・カードをもらう
 - ※在庫状況によっては、後日受け取りになる場合があります。ご了承ください。

注意事項(必ずお読みください)

・申請時に入力したメールアドレスの間違いや、特典の受け取りが6か月を過ぎた場合は、受け取りを辞退したものとします。
・商品券のお渡し後に対象者でないことが分かった場合は、返還を求めます。

★ 健診に関するお問い合わせ先: 健康推進課(特定健診・保健指導)098-850-0215 (がん検診)098-850-0162

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前にマイナポータルでの登録が必要です。マイナポータルから自身の特定健診情報等が確認できるようになります。

令和7年度 はり・きゅう等施術利用券の交付について

健康推進課 特定健診班 ☎850-0215

対象者/国保に加入している市民(74歳まで)で末しょう神経疾患または運動器疾患のある方

補助金額/1枚1,000円

交付枚数/一人1回の申請につき6枚交付

有効期間/交付日~令和8年3月末日

申込期間/令和7年4月上旬~定員に達するまで

申請に必要なもの/国民健康保険被保険者証

申込方法/窓口にて申請書と問診票を記入

*電話申込み不可



*交付枚数の年間上限は一人12枚まで。ただし2回目の申請対象者は、1回目に交付された6枚を使い切り、かつ疾患症状がある方のみとなります。
*代理申請ができます。該当者の症状が分かる方が保険証を持参し、窓口にて申請書と問診票を記入してください。
*原則として当該疾病の治療を病院または診療所などでおこない、療養の給付を受けている方は申請できません。
*利用券は市の指定を受けた施術所のみでご利用になれます。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料はスマホ決済アプリでも納付できます!

▶【ご利用いただけるスマホ決済アプリ】

- PayPay請求書払い
- J-Coin請求書払い
- auPAY(請求書払い)
- PayB
- 支払秘書
- d払い請求書払い

▶【ご利用上の注意】

スマホ決済の場合は領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関等で納付してください。

納付にかかる手数料は無料ですが、通信料は利用者様のご負担です。

また、納期限が過ぎている納付書、バーコードの印字がない納付書等はスマホ決済で納付することができませんので、国保課までご連絡ください。



完納・納税証明書の発行について!

スマホ決済アプリ(クレジット決済を含む)、地方税お支払いサイトまたは口座振替で納付した場合、**領収書は発行されません。**また、納付確認に時間を要するため、納税証明書等の発行をお急ぎの場合は、領収書等(口座振替の方は引き落としが確認できる記帳済みの通帳)をご持参のうえ担当課窓口でお手続きをお願いします。

お問い合わせ先: 国民健康保険課 賦課班・徴収班

☎850-0142